

家畜衛生情報

平成 26年5月8日
(通算第208号)
問い合わせ先
長野県庁園芸畜産課
電話 026-235-7232

熊本県で発生した 高病原性鳥インフルエンザについて 終息が宣言されました！

**今後も、飼養衛生管理基準の徹底や
異常家きんの早期発見・通報をお願いします。**

<経過>

- 4月13日 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認
- 4月14日 農場の飼養家きん全112,000羽の殺処分終了
- 4月15日 高病原性鳥インフルエンザの患畜確定
- 4月16日 農場における死鳥などの埋却処分終了
- 4月17日 高病原性鳥インフルエンザのウイルスが「H5N8 亜型」と確定
- 4月27日 清浄性確認のための検査開始
- 5月 1日 搬出制限区域解除
(清浄性確認のための検査で陰性を確認し、当該地域の清浄性を確認)
- 5月 8日 移動制限区域解除 ⇒ 熊本県知事終息宣言

<今後の対応>

本年1月以降、韓国で H5N8 亜型の高病原性鳥インフルエンザが多発しており、今回の原因ウイルスが韓国から渡り鳥等により持ち込まれた可能性が考えられます。

今後も韓国等に飛来している渡り鳥が我が国にも往来し、本病ウイルスが我が国に持ち込まれることも考えられます。

引き続き、鳥インフルエンザ侵入防止対策の徹底をお願いします。

異状の通報は
こちらへお願い
します。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		